

平成27年4月1日

沖縄市建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

沖縄市総務部契約管財課

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されました。

この法律は、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費内訳書の提出が義務づけられ、平成27年4月1日から施行されます。

本市においても、全ての公共工事入札時に、入札書と工事費内訳書の提出を求めますので、ご留意願います。

実施時期	平成27年4月1日以降に広告、指名通知を行う入札から適用します。
対 象	工事の入札案件
工事費内訳書の様式	内訳書の様式は、参考様式以外でも可としますが、仕様書に基づいて積算し、その合計額(消費税抜き)と入札書に記載される金額は、同額となるようにしてください。
内訳書の提出方法	入札時に入札書と同封して提出します。 (※2回目以降は、内訳書の提出は必要ありません。)

※工事費内訳書の提出がない入札は、建設工事入札参加及び等級格付において、減点の対象となりますので、ご注意ください。